吉野川市訓令第１８号

吉野川市職員の自己申告に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年１１月１０日

吉野川市長　　原　井　　敬

吉野川市職員の自己申告に関する規程の一部を改正する訓令

吉野川市職員の自己申告に関する規程（平成２３年吉野川市訓令第２２号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出しを「(自己申告の方法等)」に改め、同条第１項中「自己申告書（別記様式)」を「電子システム（総務部長が指定するものに限る。）を用いて必要な事項を入力する方法」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これにより難いと認められる場合は、自己申告書（別記様式）を総務部長に提出する方法により行うことができる。

第５条中第２項を削り、同条第３項中「自己申告書を受理した」を「自己申告があった」に改め、同項を同条第２項とし、同条第４項中「自己申告書」を「自己申告の内容」に改め、同項を同条第３項とする。

第６条（見出しを含む。）中「自己申告書」を「自己申告の内容」に改める。

附　則

この訓令は、令和８年１１月１０日から施行する。